

令和7年度生駒市地域公共交通活性化事業検討業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

本市の公共交通は、令和2年度に生駒市地域公共交通活性化協議会(以下、協議会という)において策定した「生駒市地域公共交通計画」に基づき、まちづくりと連動しながら本市の特性にあった交通政策について、市民・事業者・行政が一体となり取り組みを進めている。

本業務は、本市の地域公共交通が目指すべき将来像及び基本方針並びに果たすべき役割の実現に向けて、「生駒市地域公共交通計画」において推進する事業・施策に加え、公共交通サービスの評価指標や市内バスネットワーク維持に向けた検討、各種利用促進策の効果検証を行うことを目的とする。

(2) 業務名

令和7年度生駒市地域公共交通活性化事業検討業務

(3) 業務内容

「令和7年度生駒市地域公共交通活性化事業検討業務 特記仕様書(別紙1)」のとおり

(4) 業務期間

契約の日から令和8年3月31日まで

2 業務に要する費用(予定価格)

7,436,000円(税込)

なお、参考見積書の金額が、業務に関する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 市に一般競争(指名競争)参加資格審査申請書又は物品・委託業務業者登録申請書を提出していること。
- (2) 公示日から受託候補者特定の日まで、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 公示日から過去5年間に国又は地方公共団体等が発注した、公共交通に係る計画(地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画など)又は構想等の策定に関する業務、公共交通に係る検討業務などの実績(現在、業務履行中の業務を含む)があり、またその実績が本業務の予定価格の2分の1以上であること。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再

生法(平成11年法律第255号)に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(7) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

- ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限:令和7年4月18日(金)16時00分まで(必着)
- (2) 提出方法:別添の質問書(様式1)により、電子メールにて提出すること。
※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日:令和7年4月22日(火)
- (4) 回答方法:生駒市ホームページに掲載

5 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
 - ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2) 原本1部
 - ② 業務実施体制各種調書(ア～カ) 原本1部、副本1部
 - ア 会社概要(様式3)
 - イ 業務実績調書(様式4)
(3 参加資格(4)に該当する業務内容であることがわかる資料を添付すること。)
 - ウ 担当技術者調書(様式5)
 - エ 技術責任者の経歴及び実績等調書(様式6)(公示日から過去5年間に国又は地方公共団体等が発注した、公共交通に係る計画(地域公共交通計画、地域公共交通利便増

進実施計画など)又は構想等の策定に関する業務、公共交通に係る検討業務で、その実績が本業務の予定価格の2分の1以上であるものを記入し、業務内容と担当していたことが確認できるテクリス等の写しを添付してください。)

オ 担当者の経歴及び実績等調書(様式7)(公示日から過去5年間に国又は地方公共団体等が発注した、公共交通及びまちづくりなどに係る計画(地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画など)又は構想等の策定に関する業務、公共交通に係る検討業務で、その実績が本業務の予定価格の2分の1以上であるものを記入し、業務内容と担当していたことが確認できるテクリス等の写しを添付してください。)

カ 業務スケジュール(任意様式)

- ③ 企画提案書(任意様式) 原本1部、副本5部
別紙「企画提案書等作成要領(別紙2)」に基づき作成すること。
- ④ 参考見積書(任意様式) 原本1部、副本1部

(2) 作成要領

「企画提案書等作成要領(別紙2)」参照

(3) 提出期限等

- ① 提出期限：令和7年5月9日(金)16時00分まで(必着)
- ② 提出場所：生駒市役所 総務部 防犯交通対策課公共交通係
- ③ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

6 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を、下記7(1)~(3)で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考します。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査を実施できるものとします。

実施日：令和7年5月15日(木)予定

(2) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施し、下記7(3)で示す審査基準に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定します。

ただし、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認める場合は、特定者としなないことができるものとします。また、審査委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、適格者なしとすることができるものとします。

実施日：令和7年5月22日(木)予定

(第1次審査を省略する場合、令和7年5月15日(木)予定)

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選考された者のみ、ヒアリング等を実施する旨を通知します。

② 第2次審査

審査結果を電子メール等で通知します。

7 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

(1) 業務実施体制 20/100点

評価項目	評価の着眼点	
	判定基準	
会社の業務実績	同種同規模業務の実績 (実績の件数)	過去5年間の実績(5件)を評価する。 ・同種同規模業務の実績がある。(2点/件)
技術責任者及び 担当者	同種同規模業務の実績 (実績の件数)	過去5年間の実績(技術責任者、担当者で各 5件)を評価する。 ・同種同規模業務の実績がある。(1点/件) ※ただし、担当したことを証明できるもの のみを加点対象として評価する。

※同種同規模業務とは、国又は地方公共団体等が発注した公共交通に係る計画(地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画など)又は構想等の策定に関する業務、公共交通に係る検討業務などであり、その実績が本業務の予定価格の2分の1以上であること。

※技術責任者及び担当者の配点は、技術責任者5点、担当者5点とし、担当者は平均値を評価点とします。

(2) 参考見積書 10/100点

見積金額に関する評価

(3) 企画提案書

70/100点

評価項目		評価事項
1	現状の把握と地域公共交通計画への理解度	生駒市の公共交通の現状及び課題を社会情勢も踏まえた的確に把握しているか。また、生駒市が進めるまちづくりの方向性及び生駒市地域公共交通計画(令和3年3月策定、令和5年12月一部改訂)の内容を理解した上での提案内容となっているか。
2	コミュニティバスの利用促進支援と評価指標の検討	コミュニティバスの利用促進に向けたデータ分析方法が提案できているか。コミュニティバスの評価指標について、コロナ禍等の外的要因の変化を踏まえた的確な評価方法を具体的に提案しているか。
3	三者協議の利用促進の取り組みの検討・実施支援方法	「三者協議」の運営支援において、対象路線の状況や経過を踏まえた上で、地元主体の利用促進策の検討・実施支援を行う方法を提案しているか。
4	各種利用促進策の効果検証	「バス運賃無料 DAY」の効果検証について、奈良交通の実調データ等を用い、利用促進策の有効性が客観的に確認できる方法を提案しているか。
5	企画提案の明瞭度、意欲	企画提案書の内容の着眼点が優れているとともに、わかりやすく説得力があり、また、説明や質問に対する回答が明確でわかりやすいか。さらには、熱意及び意欲を有しているか。
6	追加提案等	検討するにあたり、仕様書に明記されている以外の優れた追加提案があるか。

8 日程

公示	令和7年4月15日(火)
質問受付締切	令和7年4月18日(金) 16時まで
質問回答	令和7年4月22日(火) HPに掲載
企画提案書等受付締切	令和7年5月9日(金) 16時まで
第1次審査	令和7年5月15日(木)(予定)
第2次審査	令和7年5月22日(木)(予定)※
結果通知	令和7年5月23日(金)(予定)
契約締結	令和7年5月下旬(予定)
業務開始	令和7年5月下旬(予定)

※第1次審査を省略する場合、第2次審査は、令和7年5月15日(木)に実施します。

9 失格事項

本プロポーザルの提出者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出期限、提出場所、提出方法に適合しない場合
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)等に出席しなかった場合
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2 業務に要する費用(予定価格)を超過したもの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとします。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないと、本プロポーザル受託候補者特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「業務実施体制各種調書」に記載した配置予定の技術責任者及び担当技術者は、原則として変更できないものとします。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとします。

(6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。ただし、提案者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がありますので、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とします。

12 担当部署(提出・問合せ先)

生駒市役所総務部防犯交通対策課 担当:大塚、菊池、岡田、城野

住所:生駒市東新町8-38

TEL:0743-74-1111 内線 3420、3421 FAX:0743-74-1196

E-mail:kotsu@city.ikoma.lg.jp